

# 浅原分譲地 販売のご案内

(みどり市大間々町浅原 地内)

1. 申込資格
2. 分譲条件
3. 分譲地概要
4. 申込手続
5. 資格審査の結果
6. 契約手続
7. 登記について
8. 土地の引渡し



群馬県 みどり市

## 1. 申込資格

- (1) 次の①又は②のいずれかに該当する方
  - ①自ら又は直系卑属<sup>※1</sup>の親族が居住する住宅<sup>※2</sup>を建築するため、宅地を必要としている方
  - ②自ら又は直系卑属<sup>※1</sup>の親族が既存の住宅<sup>※2</sup>の宅地とともに使用するため、宅地を必要としている方
- (2) 指定期日までに土地代金及び登記に要する費用を一括払いでできる方
- (3) 自ら又は直系卑属<sup>※1</sup>の親族が、暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）、暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者、総会屋又はこれらに準ずる者でない方

## 2. 分譲条件

次の条件又は分譲契約事項に違反した場合は、分譲した宅地を分譲価格でみどり市が買い戻します。なお、契約日から10年間は、買戻特約登記を設定します。

- (1) 住宅<sup>※2</sup>を新築する場合は、自ら又は直系卑属<sup>※1</sup>の親族が居住するための一戸建専用住宅<sup>※2</sup>又は一定規模・用途の店舗等併用住宅（建築基準法施行令第130条の3に規定する兼用住宅をいう。）<sup>※2</sup>とすること。
- (2) 自ら又は直系卑属<sup>※1</sup>の親族が既存の住宅<sup>※2</sup>の宅地とともに使用する場合は、資材置場や機械置場等の事業の用に供しないこと。
- (3) 市の承諾を受けた場合を除き、宅地又は建物に関する所有権を移転し、又は地上権、質権、賃借権、使用貸借による権利若しくはその他使用及び収益を目的とする権利を設定しないこと。

※1 自分より後の世代である子・孫などの直通する系統の親族のこと。

※2 生活の本拠とするものに限る。

### 3. 分譲地概要

所在地	群馬県みどり市大間々町浅原1363-14																							
用途地域	無指定（都市計画区域内）																							
建ぺい率 容積率	建ぺい率：70% 容積率：360%																							
設 備	道 路	市道 幅員6m（全舗装）																						
	上 水 道	群馬東部水道企業団（宅地まで配管済み：口径13mm）																						
		<ul style="list-style-type: none"> <li>・加入料 50,000円（消費税別・口径13mm）</li> <li>・使用料（消費税別・2ヶ月）</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本料金</th> <th>従量料金（1立方メートル当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1,500円</td> <td>1～20立方メートル 50円</td> </tr> <tr> <td>21～40立方メートル 130円</td> </tr> <tr> <td>41立方メートル以上 180円</td> </tr> </tbody> </table> <p>※メーター口径を変更する場合は、口径に応じた加入金（差額）と手数料が必要になります。</p>		基本料金	従量料金（1立方メートル当たり）	1,500円	1～20立方メートル 50円	21～40立方メートル 130円	41立方メートル以上 180円															
	基本料金	従量料金（1立方メートル当たり）																						
1,500円	1～20立方メートル 50円																							
	21～40立方メートル 130円																							
	41立方メートル以上 180円																							
下 水 道 （農業集落排水）	みどり市都市計画課（宅地まで配管済み）																							
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・受益者分担金 150,000円</li> <li>・使用料（消費税別・1ヶ月） ※納入は2ヶ月毎</li> </ul> <table border="1"> <thead> <tr> <th>基本使用料</th> <th>超過使用料（1立方メートル当たり）</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="3">1,000円</td> <td>1～10立方メートル 0円</td> </tr> <tr> <td>11～30立方メートル 110円</td> </tr> <tr> <td>31立方メートル以上 150円</td> </tr> </tbody> </table> <p>参考使用料計算例（2ヶ月）</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>汚水量</th> <th>金額</th> <th>消費税額</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50立方メートル</td> <td>5,300円</td> <td>530円</td> <td>5,830円</td> </tr> <tr> <td>60立方メートル</td> <td>6,400円</td> <td>640円</td> <td>7,040円</td> </tr> <tr> <td>70立方メートル</td> <td>7,900円</td> <td>790円</td> <td>8,690円</td> </tr> </tbody> </table> <p>上水道の2ヶ月毎の検針により、50立方メートルの場合、1ヶ月当たりの使用量は25立方メートルとなり、10立方メートルまでが、1,000円（基本使用料）、10～25立方メートルまでが、110円×15立方メートル=1,650円、1ヶ月当たりの使用料は、1,000円+1,650円=2,650円。2ヶ月当たりの使用料は、2,650円×2ヶ月=5,300円</p>		基本使用料	超過使用料（1立方メートル当たり）	1,000円	1～10立方メートル 0円	11～30立方メートル 110円	31立方メートル以上 150円	汚水量	金額	消費税額	合計	50立方メートル	5,300円	530円	5,830円	60立方メートル	6,400円	640円	7,040円	70立方メートル	7,900円	790円	8,690円
基本使用料	超過使用料（1立方メートル当たり）																							
1,000円	1～10立方メートル 0円																							
	11～30立方メートル 110円																							
	31立方メートル以上 150円																							
汚水量	金額	消費税額	合計																					
50立方メートル	5,300円	530円	5,830円																					
60立方メートル	6,400円	640円	7,040円																					
70立方メートル	7,900円	790円	8,690円																					
	電 気	東京電力																						
	ガ ス	プロパンガス																						
環 境	交 通	わたらせ渓谷鐵道大間々駅 約4.4km 東武鐵道・上毛電氣鐵道赤城駅 約5.2km みどり市デマンドバス 群馬企業前停留所 約50m																						
	教育、生活	みどり市立大間々北小学校 約3.5km（スクールバスあり） みどり市立大間々中学校 約4.2km（スクールバスあり） みどり市役所大間々庁舎 約4.6km																						
そ の 他	行政區班	大間々町第15区5班																						
	ゴ ミ	上記の班のゴミステーションを使用																						
	テ レ ビ	テレビ共聴組合へ加入																						

## 4. 申込手続

- (1) 受付期間 随時受付中
- (2) 受付場所 みどり市都市建設部都市計画課（みどり市役所大間々庁舎2階）
- (3) 受付時間 午前8時30分～午後5時15分（土・日曜日、祝日、年末年始を除く。）
- (4) 申込書類
  - ①浅原分譲地申込書 1通
  - ②住民票（申込者） 1通
  - ③直系卑属の親族が宅地を必要とする場合は戸籍 1式  
（申込者と直系卑属の関係性が分かるもの。）
- (5) 注意事項
  - ①申込者以外に土地を共有で所有する方がいる場合は、申込書に土地共有者と持分をご記入ください。
  - ②申込書類に虚偽の記載があった場合は、無効となります。
  - ③ご提出いただきました書類は、返却しません。
  - ④添付する証明書等は、最新のものをご用意ください。

## 5. 資格審査の結果

資格審査後に、結果を申込者宛てに通知いたします。

## 6. 契約手続

分譲地の販売が決定した方は、市と分譲地売買契約を締結していただきます。

- (1) 契約場所 みどり市都市建設部都市計画課（みどり市役所大間々庁舎2階）
- (2) 当日お持ちいただく物
  - ①申込者の印鑑（実印：土地共有者を含む。）
  - ②印鑑登録証明書 1通（登記申請用：土地共有者を含む。）
  - ③住民票 1通（登記申請用：土地共有者を含む。）
  - ④収入印紙（金額は、別途連絡します。）
    - ・契約書用（印紙税法による金額）
    - ・所有権移転登記用（登録免許税法による金額）
- (3) 代金支払 市が発行する納入通知書により、指定された日までにお支払いください。

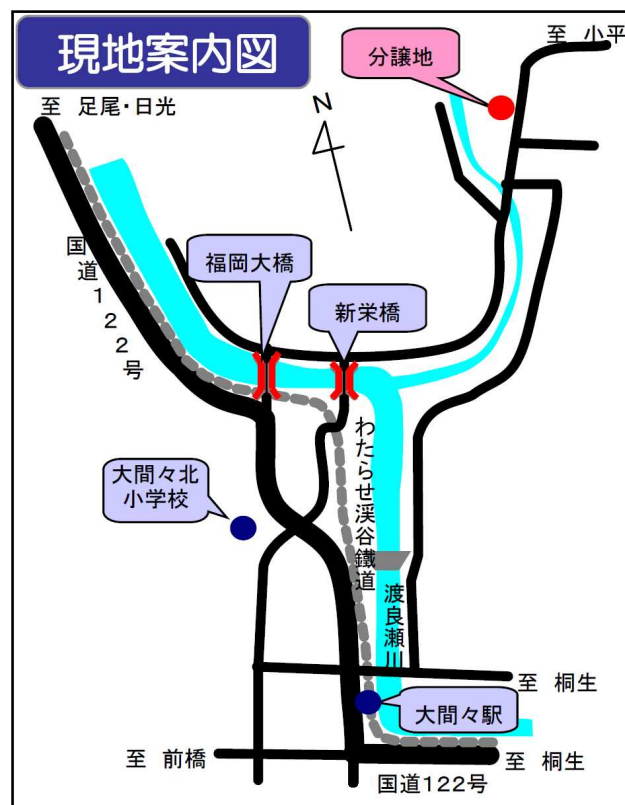
## 7. 登記について

土地代金の振込確認後、市が所有権移転登記を行います。

- (1) 分譲地には、契約日から10年間の買戻特約登記を設定します。
- (2) 市から買主への所有権移転登記に要する登録免許税は、買主の負担となります。
- (3) 建物の登記は、買主が行ってください。

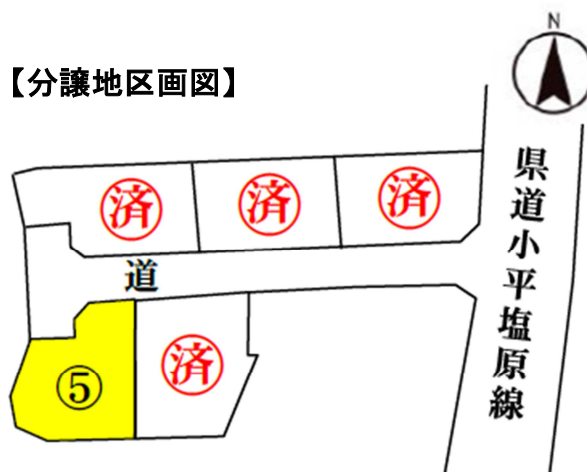
## 8. 土地の引渡し

- (1) 所有権移転登記完了後、速やかに現状有姿のまま、土地の引渡しを行います。また、「登記識別情報通知」をお渡しします。
- (2) 土地の引渡し後、電柱がある敷地については、電柱所有会社と占有手続きを行ってください。
- (3) 引渡し後の土地及び工作物の維持管理・費用は、買主の負担となります。
- (4) 引渡し後の土地にかかる公租公課（税金）は、買主の負担となります。



### 【分譲地販売価格表】

地番	区画番号	面積	販売価格	単価(円/㎡)
大間々町浅原 1363 番 14	5	301.98 ㎡	1,087,000 円	3,600 円



★ 敷地内にある電柱及び支線の移設はできませんので、現地を確認して申込みください。

【問合せ先】 みどり市 都市建設部 都市計画課

〒376-0192 群馬県みどり市大間々町大間々1511

電話 0277-76-1903 (直通)

FAX 0277-76-1951

Eメール toshikeikaku@city.midori.lg.jp